

- (1) 受験願書(別記第1号様式)
 - (2) 受験票(別記第2号様式)
 - ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真(縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6カ月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの)を貼り付けること。
 - イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
 - (3) 3の(1)又は(2)に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (4) 3の(3)に該当する者にあつては、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 - (5) 3の(4)に該当する者にあつては、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
- (1) 受験手数料は、36,000円とする。
 - (2) 県内居住者は、願書に36,000円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
 - (3) 県外居住者は、願書に36,000円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
 - (4) 1度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求
- この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- (1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月
 - (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医務福祉課
 - (3) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
- なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 11 その他
- (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を交付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
 - (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成15年3月12日(水)までに卒業証明書を提出しなければならない。
 - (3) 試験場内への携帯電話の持ち込みは認めない。
 - (4) 合格発表は、平成15年3月20日(木)午後1時に熊本県庁本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を送付する。
 - (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県健康福祉部医務福祉課(電話096-383-1111、内線7045、7046)へ行うこと。
- なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書し、80円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

登載依頼**熊本県環境影響評価審査会公告第5号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成15年1月6日

熊本県環境影響評価審査会会長 今江正知

- 1 開催日時
平成15年1月14日(火)
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ2階「研修室CD」
- 3 審議内容
熊本市計画都市高速鉄道九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線(連続立体交差事業)環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話096-383-1111